

(表)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 教育推進部青少年課

番号 3

許認可等の内容		使用料の免除の決定
根拠法令及び条項		茅ヶ崎市青少年会館条例第9条
審査基準	関係条項	茅ヶ崎市青少年会館条例第8条 茅ヶ崎市青少年会館条例施行規則第8条
	基準 (未設定の場合はその理由)	茅ヶ崎市青少年会館条例第9条第2号、第3号及び第5号の基準は、茅ヶ崎市青少年会館管理運営基準第7条において次のとおり設定しています。 (1) 「青少年育成活動に準じた活動」とは、芸術、文化、スポーツ、レクリエーション等の社会教育活動を主たる目的に置き、その学習成果、又は活動の一部として青少年の健全育成を目的とした活動をいう。 (例示) 幼稚園等の保護者等が行う親睦会・クリスマス会、コミュニティー保育を除く親子サークル、青少年を対象とした公演を行う人形劇サークルなど (2) 「教員及び当該学校に在学する児童又は生徒の保護者を構成員とする団体」とは、主にPTA活動及びそれに準じた活動をいう。 (3) 「教育委員会が特に必要があると認めるとき」とは、次のような例をいう。 ア 主に市外の者で構成された青少年活動及び青少年育成活動等で適当であると認められるとき。 イ 他の会館が行う行事に協力する団体が活動を行う場合における原則月2枠までの協力活動。
	参考事項	なし
	設定等年月日	平成23年10月1日設定(平成26年3月26日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 1日(休日は含まない。)
	設定等年月日	平成23年10月1日設定(平成26年3月26日最終変更)

(裏)

審 査 基 準	基 準	なお、同条例第9条第1号及び第4号の基準は、法令の定めにおいて具体的に規定され尽くしているため、それ以上の基準は設定していません。
------------------	-----	---